

三重県警察の警察航空隊の運営等に関する訓令

平成20年10月14日

三重県警察本部訓令第12号

改正 平成29年4月1日三重県警察 令和3年3月29日三重県警察

本部訓令第6号 本部訓令第6号

令和4年3月3日三重県警察

本部訓令第1号

三重県警察の警察航空隊の運営等に関する訓令を次のように定める。

三重県警察の警察航空隊の運営等に関する訓令

三重県警察航空機使用管理に関する訓令（昭和60年三重県警察本部訓令第1号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 警察航空隊（第7条—第11条）
- 第3章 航空機の運用（第12条—第21条）
- 第4章 整備（第22条—第25条）
- 第5章 補則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、三重県警察の警察航空隊（以下「航空隊」という。）の運営、警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用及び整備等に関し必要な事項を定め、その安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

2 航空機の運用及び整備に関しては、航空関係法令その他の法令、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）によるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

定めるところによる。

- (1) 航空機等 三重県警察が所有する航空機、航空用装備品、航空機に係る附属品及び部品並びに整備工具その他の航空機の整備に必要な物品をいう。
- (2) 航空従事者 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第3項に規定する航空従事者に該当する三重県警察職員をいう。
- (3) 航空基地 三重県警察が設置する航空隊の活動の本拠地であって、事務所、格納庫、航空機の整備のための施設、通信設備その他所要の施設及び設備を備えるものをいう。
- (4) 航空機事故 航空機による人の死傷、航空機の損傷その他航空機に係る事故をいう。

（航空基地）

第3条 航空基地は、津市に置く。

（任務）

第4条 航空隊は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の搜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。

- 2 前項の任務を遂行するに当たっては、航空隊は、必要に応じて、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門との連携を図るものとする。

（航空業務の基本）

第5条 航空業務は、航空機の運航の安全を確保するとともに、警察業務の効率的な遂行に資するため、計画的にこれを行うものとする。

（管理責任者）

第6条 航空基地及び航空機等の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）をもって充てる。

- 2 管理責任者は、警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受け、航空基地及び航空機等の運用及び管理について責任を負うものとする。
- 3 管理責任者は、航空基地における火災、震災、風水害、その他の危難が発生した場合を想定し、あらかじめ航空基地及び航空機等の防護に必要な計画を作成するものとする。

第2章 警察航空隊

(編成)

第7条 航空隊は、三重県警察の組織に関する訓令（平成5年三重県警察本部訓令第2号）第7条第1項に規定する警察航空隊長（以下「隊長」という。）及び隊員をもって編成する。

(隊長の職務)

第8条 隊長は、航空業務計画に従って航空隊を運営し、航空隊の隊員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

(運航責任者)

第9条 航空隊に運航責任者を置く。

2 運航責任者は、航空従事者たる警察官のうちから管理責任者が指定する者をもって充てる。

(安全担当者)

第10条 航空隊に安全担当者を置く。

2 安全担当者は、隊員のうち航空従事者に該当する者（運航責任者に指定された者を除く。）で管理責任者が指定するものをもって充てる。

(勤務制等)

第11条 隊長及び隊員の勤務制は、三重県警察の処務及び勤務に関する訓令（昭和45年三重県警察本部訓令第10号。以下「処務訓令」という。）第17条第1項に規定する通常勤務又は一部毎日勤務とする。

2 前項の勤務制に基づく勤務時間の割振り及び休憩時間は、処務訓令第19条の定めるところによる。

第3章 航空機の運用

(運用計画等)

第12条 隊長は、規則第8条第2項の規定により作成した月別運航計画に基づき、次に掲げる事項を内容とする週ごとの運用計画をあらかじめ作成しなければならない。

(1) 隊員の勤務指定

(2) 具体的任務、飛行時間帯及び空域経路の指定

(3) 運航する航空機及び機長（規則第12条に規定する機長をいう。以下同じ。）の指定

(4) 搭乗する隊員及び隊員以外の搭乗者の指定

(5) 運航責任者代理の指名

(6) その他航空隊の運用に必要な事項

2 隊長は、前項の運用計画以外に航空機を運航させるときは、その都度、機長を指定しなければならない。

3 隊長は、航空機を運航させるときは、副操縦士席に航空法（昭和27年法律第231号）第24条に規定する事業用操縦士の資格を有する隊員を搭乗させるものとする。ただし、これにより難い事情があるときは、この限りでない。

（飛行計画の承認等）

第13条 機長は、飛行前に飛行計画を作成し、運航責任者の承認を受けなければならない。

2 運航責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、隊長があらかじめ指名する航空従事者がその職務を代行する。

3 機長は、飛行後に飛行記録を作成しなければならない。

（機長の代行）

第14条 航空機の飛行中において機長に事故があったときは、第12条第3項の規定により搭乗した隊員が機長の職務を代行するものとする。

（通信連絡）

第15条 機長及び航空機に搭乗する隊員は、飛行中は常に無線電話局を開局し、随時航空基地又は警察本部と緊密な通信連絡を行い、当該航空機の位置及び飛行状態を明らかにしなければならない。

2 航空基地又は警察本部は、航空機が飛行している場合には、応答遅延又は受信漏れ等のないよう聴取して当該航空機と交信することができる態勢にななければならない。

（出動）

第16条 隊長は、航空機の緊急の出動に対処できるよう、常に態勢を整えておかなければならない。

2 機長は、航空機の出動中において事件又は事故を認知したときは、直ちに警察本部に対して必要な報告、連絡を行い、指示を受けて迅速、的確な初動措置をとらなければならない。

(出動要請)

第17条 警察本部の課長（これに準ずるものを含む。）及び警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、航空機の出動を必要とするとき又は他の行政機関等から航空機の出動要請があった場合において出動する必要があると認めるときは、事前に警備第二課長を経て本部長に航空機の出動を要請するものとする。

(搭乗)

第18条 航空機に搭乗しようとする者は、搭乗の際に警察手帳又は身分証明書等を機長に提示しなければならない。ただし、隊長及び隊員並びに次に掲げる者を除く。

- (1) 救助又は保護された者
- (2) 護送を要する被疑者

2 搭乗者は、規則第14条第3項の規定のほか、警備部長が別に定める搭乗者遵守事項を遵守しなければならない。

(航空機事故の報告)

第19条 機長は、航空機事故が発生したときは、負傷者を救護し、事故の拡大を防止する等必要な措置を講じるとともに、次に掲げる事項を警備第二課長を経て本部長に報告するものとする。ただし、機長が報告できないときは、搭乗中又は航空基地で航空機事故の発生を認知した隊員が報告するものとする。

- (1) 航空機の登録記号及び型式
- (2) 機長及び搭乗者の官職及び氏名
- (3) 事故の発生の日時及び場所並びに当該場所における当時の気象状態
- (4) 事故の発生の前後の状況
- (5) 死傷者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び負傷の程度その他死傷者の搜索、救護等に関し参考となる事項
- (6) 航空機その他物件の損壊の程度
- (7) 事故の原因と推定される事項
- (8) 事故に対する措置の概要
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事故の原因を明らかにするために必要な事項

(航空機事故調査委員会)

第20条 本部長は、規則第16条第1項に規定する調査を行うため、警察本部に航空機事故調査委員会を設置するものとする。

2 航空機事故調査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は本部長をもって充て、委員は委員長が指名し、又は委嘱する者をもって充てる。

4 航空機事故調査委員会の庶務は、警備部警備第二課において処理する。

(臨時発着場)

第21条 規則第18条に規定する臨時発着場は、おおむね次に掲げる基準により指定するものとする。

(1) 一の警察署の管轄区域内に原則として一以上の場所を指定することとし、三重県の区域全体にわたってバランスよく指定すること。ただし、管轄区域内に臨時発着場としての適地が存在しない場合については、この限りでない。

(2) 航空機の通常の飛行経路等を勘案し、緊急事態発生時に利用できる位置であること。

2 所属長は、新たに臨時発着場を設ける必要があると認めるときは、前項に掲げる基準及び当該場所の周囲の地形、地物等を考慮の上、警備第二課長を経て本部長に申請し、その指定を受けるものとする。

3 所属長は、前項の規定に基づき警察署の屋上等に臨時発着場を設置したときは、臨時発着場使用及び管理要綱を定め、本部長の承認を受けなければならない。この場合において、要綱を改正し、又は廃止するときも同様とする。

4 所属長は、前3項の規定により指定された臨時発着場及びその周辺において航空機の発着に支障となる新たな障害物の存在や環境の変化等を発見したときは、速やかに警備第二課長に連絡しなければならない。

第4章 整備

(整備計画の実施)

第22条 隊長は、航空機の運航の安全を図るため、規則第21条に規定する整備を行うため、あらかじめ定める整備計画に従って、航空機等の整備を確実に行わなければならない。

(試験飛行)

第23条 隊長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、試験飛行を実施するものとする。

- (1) 規則第21条に規定する定期整備又は特別整備をしたとき。
- (2) 航空機に搭載した無線通信機器を調整し、又は交換したとき。
- (3) 前二号の規定のほか、隊長が必要と認めるとき。

2 隊長は、試験飛行の実施に必要があると認めるときは、隊員以外の技術者、その他の者を搭乗させることができる。

(検査)

第24条 隊長は、規則第22条の規定による検査を実施したときは、その状況を本部長に報告しなければならない。

(非可動報告)

第25条 隊長は、航空機が故障等により出動できないこととなった場合には、管理責任者にその都度報告しなければならない。

第5章 補則

(備付簿冊)

第26条 隊長は、細則第7条に規定する簿冊を航空基地に備え付けるものとする。

(細則)

第27条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、警備部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日三重県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日三重県警察本部訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月3日三重県警察本部訓令第1号)

この訓令は、令和4年3月3日から施行する。

